

富山県立氷見高等学校DX加速化推進事業に関する業務仕様書

1 委託業務の名称

富山県立氷見高等学校DX加速化推進事業に関する業務委託

2 委託業務の目的

富山県立氷見高等学校において、ICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びの強化を図るため、以下、(1)～(3)に沿って、専門的な知見を有する外部事業者による講座等を実施するもの

- (1) 氷見高等学校の4つの職業系専門学科（農業科学科、海洋科学科、ビジネス科、生活福祉科）の枠を超えた横連携による価値向上
- (2) 包括連携協定を結んでいる氷見市との連携、地域の産業界との協働による地域活性化
 - ・デジタル化促進による商店街等の賑わい創出
 - ・デジタル弱者との新たなコミュニティづくり など
- (3) 「本物から学ぶ、本気の学びの機会」の創造

3 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月24日（水曜日）まで

4 委託業務の場所

- ・富山県立氷見高等学校（氷見市幸町17番1号）
- ・旧コシダスーパー デジタル無人販売所（氷見市伊勢大町1丁目1－5）

5 委託業務の内容

以下の業務の遂行にあたり、効果的且つ円滑に進められるよう、氷見高等学校と適宜協議しながら実施すること。

(1) 内容

ア DXに関する講座（ワークショップ含む）の企画、運営

(ア) 内 容

- ・本事業のねらいに鑑み、デジタル販売店の運営を通して、地域の事業所や各種団体等と連携を図りながら、生徒それぞれがDXへの知識を高め、意欲、関心を向上させる講座の企画と実施（指導力向上のための教員研修を含む。）

(イ) 留意点

- ・デジタル無人販売所の運営及び、生徒のDX加速化に向けての意識、見識の向上に向けて、必要に応じて各学科間の連携を念頭に講座を編成すること
- ・各学科の特色をより活かした講座となるよう、各学科が求める内容について合議の上、内容の検討と調整をして実施すること
- ・地元事業者とのマーケティングを含む講座を実施すること
- ・情報Ⅱの内容を含む講座を実施すること
- ・無人販売店を紹介するWebページ制作の講座を実施し、公開・運用まで行うこと

- ・原則、現地（オフライン）での講座とすること
- ・必要物品の選定や資料の準備を行うこと

イ 無人販売店の運営に関する企画、提案、管理、講座（ワークショップ含む）

（ア）内 容

- ・無人デジタル販売店の入退場や決済、セキュリティに関する企画、提案、発注、設置
- ・各学科生徒や教職員と協議し、最適な運営に関する指導
- ・マーケティングなど、販売プロセスのデジタル化における価値の啓発、指導
- ・現場データの取得、分析を行う学習機会の創造と指導

（イ）留意点

- ・施設の通信環境について十分に理解した上で、協議を行って企画や提案を行うこと

ウ SNS広告の企画、運営、講座（ワークショップ含む）

（ア）内 容

- ・生徒自身が学びの成果を社会に伝えるための、専門的な広報戦略の企画、運営、指導

（イ）留意点

- ・SNS広告アカウントを開設し、キャンペーン設定・予算管理・効果測定まで生徒が実践できるようにすること
- ・個人情報保護法や著作権法等、関係する法規や情報モラルについての指導を含むこと

(2) 回数

- ・(1)ア～ウの講座について、合計40回～50回程度を実施
(1回あたり50分で、各学科に対して月1～2回程度。)

6 成果物

以下(1)～(3)について、委託期間終了までに納品すること。

なお、すべて様式は自由であり、電子媒体による納品を可能とする。

- (1) 実績報告書（各講義内容や取組内容についてまとめたもの）
- (2) 講義に使用した教材や資料等
- (3) Webページ納品データ（HTML/CMSエクスポート）

※電子データは、原則として編集可能な形式（Word、Excel等）とすること

※成果物の名称や具体的な内容は、受託者と氷見高校との事前協議により詳細を決定すること

※その他、委託業務を進める上で必要となるデータ等については、受託者と氷見高校で適宜協議の上、決定すること

7 留意事項

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託又は請け負わせることができる。

- (2) 仕様書に記載された業務に加え、本プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を実施すること。
- (3) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、発注者及び氷見高等学校が保有するものとする。また、原則として発注者及び氷見高等学校が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上やむを得ず、著作権を委託者に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に受注者に申し入れを行い、了解を得ること。発注者及び氷見高校に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、発注者及び氷見高等学校と協議すること。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受駐車がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (5) 受託業務の実施に伴い、業務上知り得た秘密や取得した個人情報等を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 施設の通信環境構築について十分に理解して上で実施すること。
- (7) 本委託業務は、国の「高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金」を活用した事業であり、会計検査院の検査等の対象となる可能性があることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (8) 委託金額には、受注者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (9) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合やこの仕様書に定めのない事項については、発注者及び氷見高等学校と受注者が必要に応じて協議の上、決定するものとする。